鎌倉市介護従事者資格取得補助金について

～介護職員初任者研修・実務者研修～

補助対象者

　〇介護職員初任者研修又は実務者研修を修了した方

**＜いずれか＞**

〇鎌倉市内に住民登録があり、市内の介護事業所に勤務している方

　〇鎌倉市内の介護事業所に１年以上勤務している方

○補助金額

介護職員初任者研修又は実務者研修　　　30,000円

※費用が30,000円未満である場合は、その金額と同額となります。

○補助対象費用

上記研修を実施した機関に直接支払った金額（研修に必須のテキスト代及び実習費を含みます。）

○上記受講研修の修了日が令和２年度であること

○今回補助を受ける研修について、別に補助を受けていないこと

　○研修費用を勤務先の事業者が負担した場合は、補助の対象になりません。

補助金額・補助対象費用

補助の要件

注意事項

お問合わせ先　　鎌倉市高齢者いきいき課　介護保険担当

電話　0467-23-3000（内線　2699）

郵送先　　　　　〒248-8686

鎌倉市御成町18-10

ホームページ　　https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kaigo/news.html

　　　　　　　　　　　　手続きの流れ　※今年度から変更になりました

１　交付申請書の作成

　○鎌倉市ホームページで補助金交付要綱をご覧いただき、補助要件や申請書類を確認してください。様式ファイルもダウンロードできます。

　○いずれの研修についても、**年度末までに研修を修了し、また費用の支払が終了するもの**が補助の対象となります。

２　交付申請書の提出

　○鎌倉市へ交付申請書（第１号様式）を提出します。以下の書類を添付してください。

・研修費用を支払った領収証の写し

・研修修了証明書の写し

・介護事業所が発行する就業証明書（第６号様式）

・補助金支払のための請求書

３　交付決定

　○鎌倉市が申請書の内容を審査し、交付（不交付）決定通知書を送付します。（第２号様式）

４　補助額の確定・補助金の支払い

　○交付決定者に対し、申請時に提出した請求書の内容に基づき補助金を振り込みます。

　　振込先は本人の口座となります。